

## 障害者施策推進審議会会長の選任について

京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）については、京都市障害者施策推進審議会条例（以下「審議会条例」という。）第4条の2において、「会長は、委員の互選により定める。」こととなっております。

この度、審議会委員の改選を行いましたので、条例に基づき、会長の選任を行います。

本来であれば会議の場において御意見をいただくところではありますが、今回、会議が開催できない状況であるため、皆様からの御推薦により決定させていただきますたく存じます。

つきましては、推薦者様がおられましたら別紙、書面表決書を郵送、メール又はファックスにより下記の提出先まで御回答くださいますよう、お願いいたします。

なお、期日までに御提出がない場合は、推薦者なしとして取り扱わせていただきますので、御了承ください。

**【提出期限】 令和2年9月11日（金）**

<回答提出・お問合せ先>

京都市障害者施策推進審議会事務局

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（担当：森副，西川）

電 話：075-222-4161

FAX：075-251-2940

Eメール：syogai@city.kyoto.lg.jp

(別紙)

## 書面表決書

京都市障害者施策推進審議会会長の選任について、下記のとおり推薦いたします。

記

推薦者名	
------	--

御 氏 名 \_\_\_\_\_